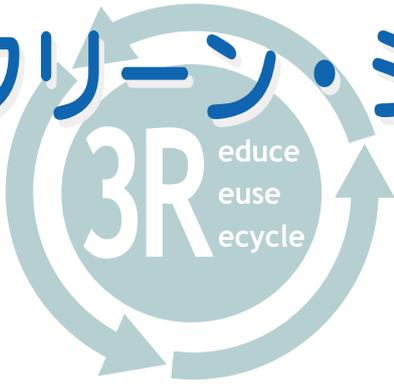


クリーン・ジャパン・ニュースレター



2006年3月発行

No.15

CJC 財団法人 クリーン・ジャパン・センター

本多賞
受賞者



本多賞受賞
報文発表

平成17年リサイクル技術開発本多賞表彰式(本文2頁)

CONTENTS

■CJCトピックス	2
●平成17年度リサイクル技術開発本多賞表彰式	2
■平成18年度CJC事業計画	3
■容器包装リサイクル法改正案の概要	4
■平成16年度調査研究報告(その3)	5
●産業機械における環境配慮設計の現状と課題に係る調査研究 (財団法人機械振興協会経済研究所委託事業)	5
■行政政策動向	6
■3R実施状況	7
■お知らせ	8
●3R関連資料・閲覧サービスのご案内	8
●CJC-BW定期配信のお知らせ	8



平成17年度リサイクル技術開発 本多賞表彰式

平成17年度リサイクル技術開発本多賞として、「廃棄物処理と再資源化の産業連関分析」及び「アルミニウムスクラップ溶湯中の微細介在物除去における高効率フィルターの開発について」の2報文が選ばれ、1月27日に大阪で表彰式が行われました。

1. リサイクル技術開発本多賞

リサイクル技術開発本多賞は、長年廃棄物リサイクルの分野に携わってこられた故本多淳裕先生(元大阪市立大学工学部教授、元(財)クリーン・ジャパン・センター参与)のご厚意とご提案により、リ

サイクル関連開発に従事する研究者・技術者等への研究奨励を目的として平成8年度に創設されたもので、以来回を重ね、平成17年度で10回目の表彰となりました。

2. 選考経過

リサイクル技術開発本多賞は、受賞対象報文を公募し、応募のあった報文について、当センター内に設置した選定委員会で厳正に審査を行ったうえで決定されています。

平成17年度については、平成17年7月1日～9月20日まで報文の公募が行われ、この期間内に10件(研究報文7件及び技術報

文3件)の応募がありました。この10件について、当センター内に設置された選定委員会において、報文評価、業績評価、推薦者評価を踏まえて厳選なる審査が行われ、標記2件の受賞報文が決定されました。

3. 表彰式

表彰式は、平成18年1月27日、阪急グランドビル(大阪梅田)において行われ、受賞者に対して表彰状及び副賞が授与されました。

また、表彰に引き続き、受賞者による発表が行われました。(表紙写真)

4. 受賞報文の概要

平成17年度リサイクル技術開発本多賞を受賞した報文の概要は次のとおりです。

【研究報文】「廃棄物処理と再資源化の産業連関分析」

中村慎一郎氏(早稲田大学政治経済学術院)

LCAの手法としては従来「積み上げ法」が用いられてきたが、背景データ整備の費用・システム境界設定の恣意性などの問題から、産業連関分析を併用した「混合(ハイブリッド)法」が急速に普及しつつある。然るに、産業連関分析は、本来、製造段階の把握を目的として開発された手法であるので、その限りにおいて残りのライフサイクル構成要素である使用・廃棄段階を適切に考慮していない。産業連関分析を用いた使用段階の考慮が容易であるのに対し、廃棄段階の考慮は単純な場合を除いて基本的に困難であった。それは、産業連関分析が生産と消費に付随する廃棄物フロー及びその処理活動を明示的に考慮していない事に依る。産業連関分析の創始者(ノーベル賞受賞者)レオン

チェフは、1970年に「公害産業連関モデル」を開発している。しかし、このモデルが扱えるのは、硫黄酸化物に対する脱硫の様に汚染物質と対策技術が一对一対応関係にある特殊な場合に限られる。一般的廃棄物処理では、この対応関係が成立しない。この背景の下、動脈部門と静脈部門の間の廃棄物フローを整合的に把握する勘定体系として「廃棄物産業連関表」を、これを用いた解析を行う数学モデルとして「廃棄物産業連関モデル(WIO)」を提案し、我が国についての応用事例を示した。産業連関分析による製品全ライフサイクルの評価が可能になったのである。今後、WIOが我が国発の基本的混合LCA手法として内外を問わず普及する事が予想される。

【技術報文】「アルミニウムスクラップ溶湯中の微細介在物除去における高効率フィルターの開発について」

グループ応募 代表者 柳川政洋氏(株式会社神戸製鋼所 アルミ・銅カンパニー技術部基礎研究室)

アルミニウム溶湯中には、主として酸化物からなる介在物が多く含まれ、介在物が製品であるアルミニウム展伸材に混入すると機械的性質の劣化や表面きず等の製品欠陥が発生する。特にスクラップを再生溶解する際には、介在物が多量に発生することが判っており、従来フィルターではアルミニウムスクラップ溶湯中の介在物の除去率は40～50%であり、かつ20 μ m以下の微細な介在物を除去することが困難で、スクラップ再利用のための大きな障害となっていた。アルミニウムを循環型社会に生きる材料とするためには、革新的な新ろ過技術の開発が望まれていた。そこで、「表面ろ過機構」のみの現状のフィルターに対し、フィルター骨材表面に臭化ナトリウム等の「粘着

剤」を塗布することにより、新たに「内部ろ過機構」を付与し、従来工程をまったく変更することなく、かつ同一のフィルターで「表面ろ過機構」と「内部ろ過機構」の両機構を併せ持つ新フィルター構造を考案した。本技術により溶湯中の介在物は90%以上の大幅な除去が可能となり、更に従来技術では不可能であった10～20 μ mの微細な介在物の除去も可能となった。

本技術は実機レベル条件(20ton/ch.)でのろ過試験により、品質、コスト両面から実用化が可能であることを実証している。更に、展伸材以外にも広く適用が可能のため、アルミニウムスクラップ全体のリサイクル性向上に著しく貢献できるものである。

平成18年度CJC事業計画

当センターは、企業、消費者、行政等、社会の構成員が共通の認識の下に連携して循環型社会を構築していくため、廃棄物の発生抑制・リサイクル(3R)に関する「調査研究事業」、「情報提供事業」、「啓発・普及事業」を行うとともに、国等が公募する技術開発事業へも適宜応募するなどの事業を展開していきます。

調査研究事業

企業、消費者、行政等が廃棄物の発生抑制・リサイクル(3R)に関する施策を立案し、実行するに際しての基礎的な情報を提供することを目的として、循環型社会構築に役立つ社会システム・技術に関する調査研究を実施し、その成果を普及する。

- (1) 3Rシステム化可能性調査事業（経済産業省委託応募）
- (2) 事業者の3Rへの取組状況調査（経済産業省委託応募）
- (3) 循環型社会システム動向調査〔産業廃棄物等動向調査〕（経済産業省委託応募）
- (4) 電気電子機器廃棄物リサイクルに関する先導的知見の調査（経済産業省委託応募）
- (5) 高度資源循環技術の開発状況調査（日本自転車振興会補助）
- (6) 新規資源循環型社会システムの形成に関する調査研究（日本自転車振興会補助）

情報提供及び啓発・普及事業

廃棄物の発生抑制・リサイクル(3R)に関する技術、社会システムの調査研究等を通じて多くの情報を収集し、その成果を踏まえて情報提供、啓発・普及事業を行っている。さらに、循環型社会の形成に向けて具体的対策の実践が求められる今日、平成12年度に開設した「環境リサイクル情報センター」を中心に、今年度も昨年度に引き続き、ますます高度化・専門化の進んでいる再資源化技術、社会システムに関する情報収集・提供機能をなお一層拡充させる。また、廃棄物の発生抑制・リサイクル(3R)の啓発・普及事業は内容の充実化を図りつつ引き続き推進する。

○環境リサイクル情報の提供事業

- (1) 「環境リサイクル情報センター」事業
 - 専門性の高い情報の収集及び事業者、消費者等への体系化された情報の提供を行う。
 - 資源循環データベースの構築（日本自転車振興会補助）
 - データブック、パネル等の制作・提供（日本自転車振興会補助）
 - コンサルティング（自主事業）
 - 資料閲覧室の整備、一般公開（自主事業）
 - 情報提供誌「クリーン・ジャパン・ニュースレター」の発行（年4回）（自主事業）
 - クリーン・ジャパン・センターホームページの運営（自主事業）
 - 小学生、中学生向け環境リサイクル学習ホームページの運営（自主事業）
- (2) 資源循環技術研究発表会の開催（日本自転車振興会補助）
- (3) 事務局運営
 - リデュース・リユース・リサイクル推進協議会
 - 溶融技術研究会

○啓発・普及

- (1) 資源循環技術・システム表彰（自主事業等）
- (2) 地域3R支援（経済産業省委託応募、自主事業）
- (3) 3R関連普及・広報事業（自主事業等）
- (4) 展示会への出展（自主事業）
- (5) リサイクル技術開発本多賞（自主事業）
- (6) 国民・事業者・自治体・国の連携強化推進事業（自主事業）

○国際交流

廃棄物の発生抑制・リサイクル(3R)は世界各国共通の課題である。このことを踏まえ、各国との情報交換を活発化し、特に、日本の施策、実情の海外向け発信に努める。

- (1) 海外3Rビジネス支援のための情報収集・提供（日本自転車振興会補助）
- (2) JICA研修生受け入れ（JICA委託応募）

技術開発事業

技術開発投資は、循環型社会構築のために不可欠な新社会資本である。このことを踏まえ、事業を実施する。

○再資源化技術開発公募案件への応募

NEDO委託事業等で培ったプロジェクト管理能力を基に協力企業のニーズをとりまとめ、国等の新規公募案件に適宜応募する。

容器包装リサイクル法改正案の概要

市町村が分別収集・分別保管した容器包装廃棄物(ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)を事業者が再商品化するという仕組みを定めた容器包装リサイクル法は、平成7年6月に成立・公布され、同年12月の第一段階施行以降、概ね10年が経過しました。その結果、分別収集実施市町村数は順調に増加し再商品化量も拡大するなど一定の成果を上げていますが、課題も明らかになっています。

産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG及び中央環境審議会は、平成16年7月から平成18年1月にかけてそれぞれ計30回の会議を開催して議論を行い、審議結果に対する国民の意見募集(パブリック・コメント)を経て最終とりまとめを行いました。

本とりまとめを踏まえた容器包装リサイクル法の改正法案は3月10日閣議決定され、今国会(164回)に提出されました。その概要は次のとおりです。なお、詳細については、経済産業省及び環境省のホームページ(<http://www.meti.go.jp/press/20060310001/20060310001.html>、<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6921>)をご参照ください。

1. 容器包装廃棄物の排出抑制の促進

(1) 目的及び基本方針等の規定において容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に係る規定が追加されました。

(第一条、第三条、第五条、第六条、第八条及び第九条関係)

(2) 消費者の意識向上や事業者との連携を図るための取組について、次の事項が規定されました。

ア. 容器包装廃棄物の排出の抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱することができることとする。 (第七条の二関係)

イ. 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制に資する情報の収集、整理及び提供や容器包装廃棄物の排出量等の調査及び公表を行うこととする。 (第七条の三関係)

(3) 事業者の自主的取組を促進するための措置について、次の事項が規定されました。

ア. 主務大臣は、その事業において容器包装を用いる事業者であって、政令で定める業種に属する事業を行うもの(以下「指定容器包装利用事業者」という。)による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、この場合、主務大臣

はあらかじめ環境大臣に協議するとともに、環境大臣は必要に応じて、主務大臣に意見を述べるができることとする。 (第七条の四関係)

イ. 主務大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、指定容器包装利用事業者に対する指導及び助言を行うことができることとする。 (第七条の五関係)

ウ. 指定容器包装利用事業者であって、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という。)は、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣に報告しなければならないこととする。 (第七条の六関係)

エ. 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告、勧告に従わなかった場合の公表、公表後に正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合の命令を行うことができることとする。 (第七条の七関係)

オ. 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、これを公表することとする。 (第八条第四項関係)

2. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者は、その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市

町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金銭を、主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払う仕組みが創設されました。 (第十条の二関係)

3. その他

(1) 再商品化の義務を果たさない特定事業者に対する罰金の額の引上げ等所要の規定の整備が図られました。 (第四十六条から第四十九条まで関係)

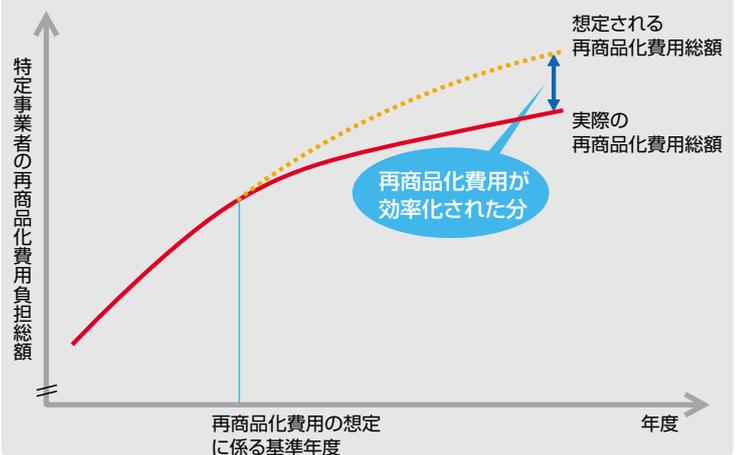
(2) 基本方針に定める事項に「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」が追加されました。 (第三条第二項関係)

4. 施行期日等

(1) 施行日は、基本的に公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。 (附則第一条関係)

(2) 施行5年後の見直しが規定されています。 (附則第四条関係)

「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」における「再商品化費用の効率化分」のイメージ



平成16年度調査研究報告(その3)

平成16年度に当センターで実施した調査研究については前号、前々号でご報告したところですが、今号でも引き続き1課題についてご報告します。

産業機械における環境配慮設計の現状と課題に係る調査研究(財団法人機械振興協会経済研究所委託事業)

環境配慮設計(DfE: Design for Environment)とは、環境への影響を配慮した製品等の設計のことで、環境調和型設計と称されることもあります。製造、流通、使用、廃棄等の各段階で発生する環境負荷をあらかじめ予想し、対策を製品設計に織り込むことは環境負荷低減に効果的であると考えられています。

平成13年に改正された資源有効利用促進法は、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)を総合的に推進するために、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクル・システムの構築などを製造事業者が取り組むことを規定しています。

こうした状況において、今後、我が国の機械工業が持続的に発展するために産業機械製造事業者は省資源・資源循環が可能な製品の製造、環境負荷の低減に配慮した原材料の調達を行うことが求められています。

既に資源有効利用促進法における指定製品や産構審ガイドラインの対象品目となっている自動車・家電等については先駆的に環境配慮設計をはじめとした製品製造における環境配慮の取組みが進められています。本調査研究では、建設機械・農業機械・生産設備等の産業機械を対象とし、種々の環境配慮事項の中でも3R促進を配慮した製品製造(3R配慮設計)への取組み状況と実施の可能性や、その取組みを阻害する要因並びに解決すべき課題を探究するとともに、その対応策を検討することにより、産業機械の環境配慮性の向上を図ることを目的としています。

●産業機械の環境配慮設計に関する動向

現在、環境配慮設計に関する国際規格のテクニカルレポート(ISO TR 14062)の各産業界への落とし込みなど、機械装置全体の環境配慮設計の取組みが動き出しつつあります。また、LCAやリサイクル・システムの構築など、様々な取組みが複数の産業機械業界にて進められていますが、産業機械全体を見渡した場合、特に取組みを行っていない業界も多く、取組み度合いに格差があります。そこで、産業機械全体の取組みの底上げを図るため、多種多様な品目に共通する切り口として、3R、特にリサイクルに焦点を当てています。

●産業機械の静脈物流の現況と課題

産業機械の主要素材である鉄を中心に、産業機械の静脈物流の現況と課題を把握した結果、我が国の鉄スクラップ(老廃屑)に対する産業機械の割合は約14%と自動車に次いで多く、産業機械が鉄の静脈物流に大きな位置を占めることが確認されました。

一方、鉄リサイクル業者や電炉メーカーでは産業機械の解体時のオイルの流出や再生時の銅・レアメタルの混入など、分解性や適正処理の上での課題があることがあげられます。さらに、昨今で

は中国等のアジア諸国に、分解されないまま雑品として輸出されることも多くなっており産業機械に使用された鉄は高級スクラップが主体だが、輸出増により国内のスクラップの低品質化や分解技術の低下など、国内鉄リサイクル業界に構造的な変化を与えつつあります。

また、産業機械の製造・流通・販売から廃棄に至るルートについて、ヒアリング調査をもとに整理し、多種多様なルートの特性に応じたユーザー・販売店・ディーラー・処理業者等の関係者との情報共有が必要であることが分かりました。

●3R推進に向けた取組課題

短期的には、まず産業機械業界全体の情報共有化、共通認識づくりを進めると共に、解体容易性を向上させるためのラベリングの実施など、現在取組みを行っていない業界が着手容易と思われる取組みを進め、全体の底上げを図る必要があります。

また、中長期的には、産業機械としての国際静脈物流に対する基本的な考え方を検討していくと共に、使用済み産業機械の物流把握のための情報基盤の整備(トレーサビリティの向上)や、産業機械の環境配慮設計に関する規格化などを、各品目の特性に応じて進めていくことが望ましいと考えられます。

図1 鉄スクラップ需要実績(2003年度)

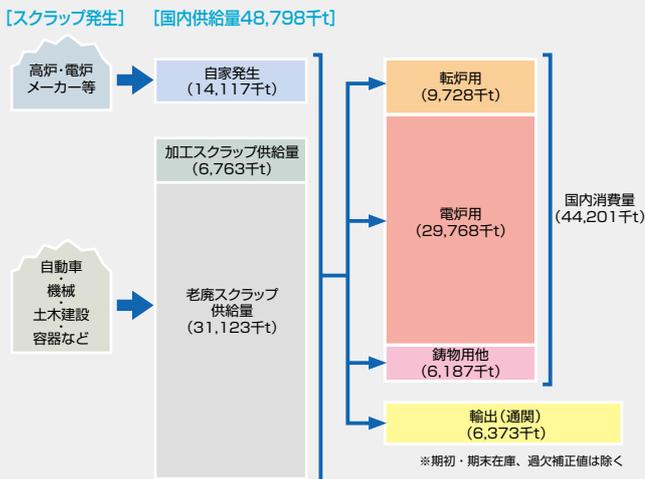


図2 鉄スクラップ輸出内訳(2003年度)

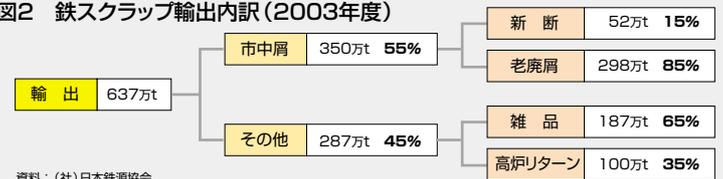
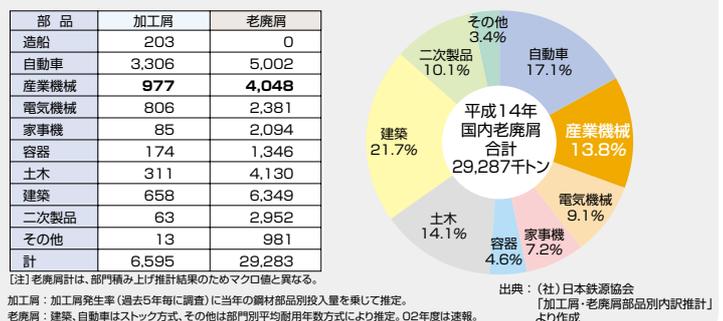


図3 平成14年国内老廃屑に占める産業機械の割合



行政・政策動向

【法令・制度】

■石綿対策関連法の成立

石綿による健康被害の救済に関する法律及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律が2月3日に成立しました。

石綿による健康被害の救済に関する法律は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族のうち、既存の制度の枠組みで救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法制度として、医療費等の給付を支給するための措置を講ずることを内容とするものです。

また、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律は、石綿の飛散等による人の健康又

は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の措置を講ずることを内容とするものです。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_c01_01.htm

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/gian/16403164002.htm>

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/gian/16403164003.htm>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6752>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6754>

■容器包装リサイクル法の一部改正

環境省は3月9日、経済産業省は3月10日、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を3月10日に閣議決定し、第164回国会に提出すると発表しました。

今回の改正は、(1)容器包装廃棄物の排出抑制の促進、(2)事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、(3)その他の措置(い

わゆる「ただ乗り事業者」に対する罰則の強化など)などを内容とするものです。(詳細は「容器包装リサイクル法改正案の概要」参照。)

<http://www.meti.go.jp/press/20060310001/20060310001.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6921>

■地球温暖化対策推進法の一部改正

環境省は2月9日、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を2月10日に閣議決定し、第164回国会に提出すると発表しました。

今回の改正は、京都メカニズムによる削減量の取得、保有及び

移転の記録を行うための割当量口座簿の整備、クレジット取引の安全の確保等について定めるものです。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6825>

■フロン回収破壊法の一部改正

環境省は3月6日、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案を3月7日に閣議決定し、第164回国会に提出すると発表しました。

今回の改正は、(1)業務用冷凍空調機器の廃棄時におけるフロン

類回収の適正化、(2)業務用冷凍空調機器の整備時におけるフロン類回収の適正化などを内容とするものです。なお、施行日は平成19年10月1日とされています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6907>

■資源有効利用促進法施行令の一部改正

経済産業省は3月14日、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令を公布すると発表しました。

今回の改正は、パーソナルコンピュータ、ユニット形エアコンディショナ等を自ら輸入して販売する指定省資源化事業者及び指定再利

用促進事業者に対して勧告及び命令を行うことができることとするものです。なお、公布は3月17日、施行は7月1日とされています。

<http://www.meti.go.jp/press/20060314001/20060314001.html>

■廃棄物処理法施行規則等の一部改正

環境省は3月10日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を同日公布したと発表しました。

今回の改正は、(1)維持管理積立金の対象となる最終処分場の設置者に対するの所要の措置を講ずること、(2)産業廃棄物の処理委

託の際に契約に盛り込むべき事項や廃棄物処理施設の生活環境影響調査項目に地下水への影響を追加すること、などを内容とするものです。なお、施行日は改正事項に応じ、平成18年4月1日、同7月1日及び同9月30日とされています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6931>

■資源有効利用促進法における特定再利用業種に係る判断基準省令の一部改正(意見募集)

2月7日から2月28日にかけて、資源有効利用促進法における特定再利用業種に係る判断基準省令の一部改正について意見募集が行われました。

今回の改正は、紙製造業及びガラス容器製造業について、それぞれ古紙の利用率及びカレットの利用率の目標を改定するものです。

<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i60207aj.html>

■環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更

環境省は2月27日、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の一部を変更すると発表しました。今回の変更では、基準の追加及び13品目の追加等の見直しが行

われます。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6880>

【その他】

■容器包装リサイクル法における再商品化義務不履行者に対する命令

経済産業省は1月18日、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律によって定められている再商品化義務を履行しない特定事業者(36社)に対し、同法第20条第3項に基づき、勸

告に係る措置をとるべきことを命ずることとしたと発表しました。なお、今回の措置は、同法に基づく初めての命令です。

<http://www.meti.go.jp/press/20060118001/20060118001.html>

■容器包装リサイクル法第20条第2項に基づく公表

農林水産省は1月18日、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第1項に基づく勸告に従わなかった

8社について、同法第20条第2項に基づきその旨公表しました。

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060118press_2.html

■自動車リサイクル法に定める移動報告の実績のない解体業者に対する調査・指導結果

経済産業省と環境省は12月15日、自動車リサイクル法に定める移動報告の実績のない解体業者に対する調査・指導結果を公表しました。これによれば、リサイクル料金の預託等のない自動車を

扱っていた事業場が32件確認され、都道府県等より改善指導や同法第90条に基づく勸告が行われたとされています。

<http://www.meti.go.jp/press/20051215008/20051215008.html>

■使用済自動車の引取りに関して、インターネット等において不適正な広告を行っている可能性がある事業者に対する調査・指導結果

経済産業省と環境省は2月20日、インターネット等において不適正な広告を行っている可能性がある事業者に対する調査・指導結果を公表しました。これによれば、全国で59件の不適正な疑いの

ある広告が確認され、都道府県等により指導がなされているとのことです。

<http://www.meti.go.jp/press/20060220006/20060220006.html>

■循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果

環境省は2月6日、循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定)の施策の進捗状況の2回目の点検結果が中央環境審議会においてとりまとめられ、2月3日に環境大臣に報告された

と発表しました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6808>

■平成16年度PRTRデータの公表日と開示請求の手続

経済産業省と環境省は2月17日、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業者から届出があった化学物質の排出量・移動量等の平成16年度のデータについて、2月24日(金)にその集計結果をホームページ等で公

表するとともに、同日15時から個別事業所のデータの開示請求の受付を開始する予定であると発表しました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6849>

<http://www.meti.go.jp/press/20060217002/20060217002.html>

3R実施状況

■硫酸ピッチの不適正処理の状況(平成17年度上半期)

環境省は2月15日、平成17年度上半期に確認された硫酸ピッチの不法投棄又は不適正保管等の状況を取りまとめて公表しました。これによれば、平成17年度上半期に確認された硫酸ピッチの不適正処理は、件数で13件、量で1,127本(ドラム缶換算本数)となっています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6844>

■ダイオキシン類の排出量の目録

環境省は11月25日、平成16年までのダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリ)を取りまとめて公表しました。平成16年度におけるダイオキシン類の総排出量は341~363g-TEGで前年比約10%の減となっています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6584>

■フロン回収破壊法に基づく平成16年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果

経済産業省と環境省は12月16日、フロン回収破壊法に基づく平成16年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果を取りまとめて公表しました。これによれば、平成16年度に第一種特定製品から回収されたフロン類の量は約2,102トン(前年度比約11.3%増)となっています。

<http://www.meti.go.jp/press/20051216002/20051216002.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6654>

■廃エアゾール製品等の適正処理及びリサイクルの促進に向けたエアゾール業界の市区町村の取組

経済産業省と環境省は2月10日、エアゾール製品・カセットボンベ業界と市区町との間で、(1)エアゾール業界はエアゾール製品の充填物を容易に排出できる装置(中身排出機構)が装着されたエアゾール製品に転換を進める、(2)市区町村とエアゾール業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品等をゴミとして排出する際は中身排出機構を利用して充填物を出し切るよう周知活動を行うこと、などを内容とする廃エアゾール製品等の適正処理及びリサイクルを促進するための今後の取組が決定されたと発表しました。

<http://www.meti.go.jp/press/20060210003/20060210003.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6830>

平成16年度PRTRデータの概要

経済産業省と環境省は2月24日、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき事業者から届出があった化学物質の排出量・移動量等のデータの第4回目の集計等を行い、その結果をとりまとめて公表しました。

これによれば、届出事業所数、届出排出量及び届出移動量はそれぞれ、40,341事業所、270千トン及び230千トンとなっています。

<http://www.meti.go.jp/press/20060224006/20060224006.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6874>

愛媛エコタウンプランの承認

経済産業省と環境省は1月20日、愛媛県から承認申請のあった「愛媛エコタウンプラン」について、廃棄物の減量とリサイクルや適正処理を進めることで循環型社会をめざすとともに、製紙産業から排出される製紙スラッジから再生填料等を製造することで製紙スラッジの排出量を削減する事業など、独創性・先駆性が認められることから、共同で承認したと発表しました。

<http://www.meti.go.jp/press/20060120011/20060120011.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6750>

CDMプロジェクト政府承認審査結果

経済産業省は1月25日、2月3日及び2月20日、政府承認がなされたCDMプロジェクトを発表しました。

日本カーボンファイナンス株式会社

インドIFFCO社・アンモニア製造プラント改良による蒸気消費量削減プロジェクト(インド)

松下電器産業株式会社

マレーシア国における工場省エネ事業(MTPDM)(マレーシア)

松下電器産業株式会社

マレーシア国における工場省エネ事業(MAPREC, PRDM, PSCDDM, PAVCJM, PCM)(マレーシア)

松下電器産業株式会社

マレーシア国における工場省エネ事業(PHAAM, PCOM(PJ), PCOM(SA), PEDMA, MEDEM)(マレーシア)

ネットソース・ジャパン株式会社

カナブラバ・ランドフィルガス・プロジェクト(ブラジル)

<http://www.meti.go.jp/press/20060125001/20060125001.html>

<http://www.meti.go.jp/press/20060203001/20060203001.html>

<http://www.meti.go.jp/press/20060220001/20060220001.html>

お知らせ

3R関連資料・閲覧サービスのご案内

当センター内にある環境リサイクル情報センターでは、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する資料の閲覧サービスを行っています。一般には入手困難な当該分野の専門資料を多数保有しております。また、閲覧室には情報検索システムが用意されており、多数の保有資料の中から調べたい情報を検索することができます(当センター賛助会員の方はインターネットを通じて本システムを利用することができます)。どなたでもご利用になれますので、リサイクルや環境ビジネスに関する情報収集に是非ご活用下さい。

【利用時間】午前9:45~12:00、午後1:00~5:00

(土・日・祝祭日・年末年始は休館)

CJC-BW定期配信のお知らせ

インターネットに代表されるIT技術の進展に伴い、多くの情報が自宅やオフィスにいながら入手できるようになりました。一方で、あふれかえる情報の中から真に重要な情報を抽出することは容易ではありません。

このため、当センターにおきましては、氾濫する情報の中から廃棄物処理・再資源化を促進する上で重要と考えられる情報(主として行政・政策動向)を抽出・整理し、賛助会員の皆様にメールにより隔週ごとにCJCパイプワイークリー(CJC-BW)として配信しています。

賛助会員の皆様には賛助会員コーナー(<http://202.229.77.29/%7Ecjcl>)より配信登録いただけますので、是非ご登録いただき、ご活用いただきますようご案内します。

クリーン・ジャパン・ニュースレター No.15

【発行】財団法人クリーン・ジャパン・センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番20号 第16興和ビル北館6階
<http://www.cjc.or.jp/>

電話：03-6229-1031 FAX：03-6229-1243

【発行日】2006年3月

(本紙は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。)(禁無断転載)